

全員加入の福利厚生制度で がん経験者も安心！

～福利厚生制度の強い味方「自由診療保険メディコムビズ」新登場！～

新ガン治療費用保険（法人包括型契約用）

2025年12月1日以降 保険始期用

自由診療保険

MEDCOM Biz

メディコム ビズ

新ガン治療費用保険（法人包括型契約用）

POINT 1

**がんを経験された方^(※1)も含め、
すべての役員・従業員を被保険者^(※2)**
としてご契約いただけます。

企業の持続的な発展には、優れた経営者と従業員の力が
欠かせません。そのためには、人材の確保・育成だけでなく、
未来に向けて『**人材（人財）を守る**』ことが重要です。

メディコムビズは、役員・従業員の皆さま
を単にがんから守るだけでなく、
「**企業の発展**」「**経営リスクの抑制**」
に貢献します。

人材を守ることは、企業を守ることに
つながります。

POINT 2

**役員・従業員個々の
健康状態の告知が不要**です。

契約締結時に **50名以上の被保
険者を有する法人** であれば、メ
ディコムビズへの加入が可能です！

POINT 3

**保険期間中（1年間）の
被保険者の追加・削除手続きが
一切不要**です。【保険料確定方式】

保険期間中（1年間）は **新たに入社
する社員も補償対象** になり、**追加
保険料のお支払いは不要**です。

POINT 4

「**入院**」は無制限、「**通院^(※3)**」
「**公的保険診療による在宅医療**」
は**1年ごとに最大500万円^(※4)**
まで補償します。

※1 被保険者ごとの新規加入日^(※5)より前に診断確定を受けたがん、およびその再発・転移したがんの治療費は補償対象外となります。
新規加入日より前に診断確定されたがんとは関係のない新たながんの治療費に限り補償対象となります。

※2 被保険者の年齢が満16歳から満74歳である必要があります。

※3 セカンドオピニオン外来の費用、所定のオンライン診療の費用を含みます。

※4 契約更新時（1年ごと）に、補償限度額が500万円に復元します。

※5 新規加入日とは、その被保険者がこの商品に初めて加入した日をいいます。

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

自由診療保険メディコムビズによる「企業発展」「経営リスク抑制」のしくみ

人材の流出を防止

優秀な人材の獲得に寄与

『万が一がにかかって、
会社が私たちを守ってくれる』という安心

会社と、その財産である役員、従業員の皆さまとの間に、豊かで持続的な企業文化を生み出します。また、福利厚生制度において、他企業との差別化が期待できます。

従業員満足度の向上

法人
(契約者)

福利厚生費の負担

損金算入ができる

『法人契約ならではの
メリット』

役職員の福利厚生を主な目的として加入するなどの一定要件を満たした場合は、お支払いいただいた保険料を福利厚生費として全額損金算入できます。



役員、従業員の皆さま
(被保険者)

補償・サービスのご提供

信頼される安心を、社会へ。
SECOM
セコム損害保険株式会社

職場への復帰を支援

がんの診断確定から治療終了まで、実額補償で切れ間なく役員・従業員のみなさまのがん治療を支えます。

特長1

公的保険診療・先進医療・自由診療等を問わず、かかったがんの治療費を実額補償します。

がんの治療費による経済的負担からすべての役員・従業員を解放するだけでなく、医師とともに適した治療方法の選択を可能にします。

特長2

医師が認めたがんの治療をすべて補償します。

がんの治療技術は日々進歩し多様化しています。最先端の治療や将来生まれてくる治療も、それらすべてがメディコムビズの補償対象です。



ガン入院保険金

無制限補償

日数制限 なし

入院でかかったがんの治療費を**無制限**に補償します。

実質
自己負担 **0円**に

※差額ベッド代等の直接治療に関係しない諸費用は補償対象外です。
※自由診療としての補償には所定の条件があります。



ガン外来保険金

最大500万円まで補償

日数制限 なし

通院または公的保険診療による在宅医療でかかったがんの治療費を保険期間(1年)中に**最大500万円**まで補償します。
(1年ごとに復元)



看護師資格を持つセコム損害保険のスタッフが
ご対応します。(メディコム・ナースコールセンター)

安心のためのサービス

- 自由診療(セカンドオピニオン外来含む)にも対応する複数のセコム損保の協定病院、がん診療連携拠点病院、大学附属病院等をご案内します。
- 医療機関の合意があれば、先進医療費(先進医療部分)・自由診療による入院治療費をお客さまにかわってセコム損保が直接医療機関へお支払いします。

【ご留意事項】

保険料は一定要件を満たすことで全額損金算入ができます。

- 就業規則の一環で「保険加入の福利厚生制度」を定める必要があります。(参考に一般的な福利厚生規程のひな型をご用意があります。)
- メディコムビズによる福利厚生制度を導入される場合は、原則、すべての役員・従業員を被保険者としてご加入いただきます。
※役員およびパート・アルバイト等について対象外とする福利厚生制度を導入する場合は、保険料が福利厚生費として損金算入できることを所轄税務署・税理士等に確認していただきますようお願いいたします。(職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準による待遇差である必要があります。)
- 2025年12月1日時点の税制・関連法令等に基づき記載しています。今後、新たな通達等で税務取扱い等が変更となることがありますのでご注意ください。
- セコム損保が税務または財務に関するアドバイスを行うものではありません。個別の税務取扱いにつきましては、必ず所轄の税務署・税理士等専門家へご相談ください。
- 記載の内容は2025年12月1日時点における商品の概要を記したものです。詳細は「自由診療保険メディコムビズのご案内」、「普通保険約款および特約集」をご覧ください。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をご確認ください。ご不明な点は、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 「自由診療保険メディコムビズ」は、新がん治療費用保険(法人包括型契約用)のペットネームです。
- 「MEDCOM」及び「メディコム」は、「自由診療保険」に関するセコム損害保険株式会社の商標です。
- がん治療への備えは、高額療養費制度などの公的保険制度をふまえてご検討ください。
「公的保険について」(金融庁) <https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html> 左記の金融庁サイトには、健康保険および高額療養費制度等の公的医療保険、障害年金等の公的年金ならびに公的介護保険等の公的保険制度についての解説が記載されています。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の管理等の代理業務を行っています。従って、代理店と締結して有効に成立した契約については、保険会社と直接契約されたものとなります。



取扱代理店

引受保険会社

信頼される安心を、社会へ。

SECOMセコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2 セコム損保ビル

<https://www.secom-sonpo.co.jp/>

SEK-1101-2601-0033